個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	禁治産者・準禁治産者ファイル
行政機関等の名称	倉敷市長
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称 個人情報ファイルの利用目的	市民生活部市民課、児島支所市民課、玉島支所市民課、水島支所市民課、庄支所市民係、茶屋町支所市民係、船穂支所市民税務係、真備支所市民課、駅前連絡所 証明交付(身分事項証明書)、資格管理事務、印鑑登録事務
記録項目	法務省民事局民事第一課作成「戸籍情報システム標準仕様書」 主な項目は以下のとおり 1氏名、2生年月日、3本籍・筆頭者、4禁治産者・準禁治産者 の該当の有無
記録範囲	本市に本籍の登録のある者
記録情報の収集方法	裁判所からの通知
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まれる
記録情報の経常的提供先	市区町村の印鑑登録担当部署、法務省、転属先の市区町村の資格管理担当部署
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	倉敷市総務部法務課情報公開室 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 倉敷市児島支所総務課 〒711-8565 倉敷市児島小川町3681番地3 倉敷市玉島支所総務課 〒713-8565 倉敷市玉島阿賀崎1丁目1番1号 倉敷市水島支所総務課 〒712-8565 倉敷市水島北幸町1番1号 倉敷市真備支所市民課 〒710-1398 倉敷市真備町箭田1141番地1
訂正及び利用停止に関する他の 法令の規定による特別の手続等	_
個人情報ファイルの種別	✓法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)令第21条第7項に該当するファイル✓有 □無
行政機関等匿名加工情報の提案の募 集をする個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受 ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要 作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案を受ける組織の名称及 び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含 まれているときはその旨	
備考	